

【PwCインド ニュースアラート】
移転価格CbCR及びMaster Fileに関する最終規定の公表

この度、インド直接税中央委員会(CBDT)は移転価格文書である **Master File** 及び国別報告書(CbCR)の作成及び提出に関する最終規定を公表しました。

この最終規定は、世界的な慣行に従い、これまでの草案に対するパブリックコメントを一般に求めた上で、これに配慮して作成されたものとなっております。一方で、明確化されていない点が残されており、更なる明確化のために当局が速やかに **FAQ** やガイドラインを公表することが期待されます。以下に、今回公表された最終規定における重要な変更点をまとめましたのでご参照ください。

最終規定における重要な変更点：

- **Master File(Part B)**の作成及び提出に関する要件の 1つである「**50 億ルピー超のグループ企業売上**」の判定が、草案では前会計年度“**accounting year preceding such previous year**”であったのが、他の規定とあわせる形で“**accounting year**”、すなわち **Master File** の提出対象となる会計年度へと変更されました。

注 1：日本における **Master File**（事業概況報告事項）の作成基準（直前会計年度の連結総収入金額が **1000 億円以上**）よりも相当に低い要件設定となっており、日本では **Master File** を作成していない場合であってもグループ企業の売上げがこの基準を超える場合には、インドにおいて **Master File** の提出義務が生じることとなります。

注 2：**Master File** の記載事項については添付の最終規定 **10DA (B)** をご参照ください。

- **CBCR** に関する当局への通知(親会社又は代替報告を行う事業体の詳細に関する通知)は、先の **CbCR** 作成及び提出期限の“**60 日前**”から“**2 ヶ月前**”へと変更されました。**(FY2016-17 の CbCR 作成及び提出期限は、添付資料に記載のとおり 2018 年 3 月 31 日に延長されている点にご留意下さい。)**
- 本最終規定において各種 **Form** の名称が下記のとおり改定されました。下表の冒頭 2 つの **Form** は **Master File** の作成及び提出に関するもの、残り 3 つの **Form** は **CbCR** の作成及び提出に関するものとなります：

MF	Form 3CEAA	Master File 様式(Part A- 基本的な情報 Part B- Master File に関する具体的な情報)
	Form 3CEAB	インドに複数のグループ企業が存在する場合で、 Master File の提出企業として指定された旨を通知する届出様式。指定されたグループ構成企業が提出。
CbCR	Form 3CEAC	親会社又は CbCR の代替報告を行う事業体の詳細を通知する届出様式。インドに所在する各グループ構成企業が提出。
	Form 3CEAD	親会社がインド企業の場合の CbCR 様式
	Form 3CEAE	インドと親会社の存在する国との間で情報交換協定がない、又は相手先国で制度的な問題がある（例えば、 CbCR の作成が法定されていない等）場合で、インドに所在する複数のグループ企業の一社が CbCR を提出する場合の CbCR の作成及び提出を行うことを指定された法人に関する届出様式

- 外貨建の連結グループ収益をインドルピーへ為替換算する方法が明示されました。外貨建の連結グループ収益をインドルピーへ換算する際には、**Master File** の場合には会計年度の最終日における **TTB(電信買相場)** レート、**CbCR** の場合には前会計年度の最終日における **TTB(電信買相場)** レートをそれぞれ適用することとされました。
- インドにおいて 1 つ以上のグループ構成企業が存在する場合、**Master File** はグループ構成企業の指定された法人のみが提出すればよいとされています。これに関して、混乱を避けるため、“**Designated**”の記載が新たな **Form 3CEAB**(ドラフト規定時の **Form 3CEBE**)の **Constituent entity** の文言に追記されました。

英文でのニュースアラートおよび詳細な規定内容につきましては、以下のページをご確認ください。

PwC 英文ニュースアラート

https://www.pwc.in/assets/pdfs/trs/transfer-pricing/2017/pwc_news_alert_2_november_2017_cbdt_releases_final_rules_on_cbcr_and_mf_requirements.pdf

CbCR 及び MF 規定（最終版）

http://incometaxindia.gov.in/Communications/Notification/Notification92_2017.pdf

FY2016-17 の CbCR の提出期限延長に係る税務当局レター

http://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular26_2017.pdf

本件に関して、ご不明点ございましたら、以下の担当者までお知らせください。

【デリー/グルガオン事務所】

ディレクター 古賀 昌晴（ムンバイ兼務）

Direct: +91 (0)124 330 6531 / Mobile: +91 (0) 9650388830

Email: masaharu.koga@in.pwc.com

アソシエイトディレクター 中間雅彦

Direct: +91 (0)124 330 6347 / Mobile: +91 (0) 9560379134

Email: nakama.masahiko@in.pwc.com

アソシエイトディレクター 笠井 周(プネ/アーメダバード兼務)(日本国会計士)

Direct: +91 (0)124 4620442 / Mobile: +91(0)9560106683

Email: chikashi.kasai@in.pwc.com

マネージャー 横山 義晃(コルカタ兼務)(日本国会計士・税理士)

Direct: +91 (0)124 330 6824 / Mobile: +91 (0) 8130943908

Email: yoshiaki.yokoyama@in.pwc.com

【バンガロール事務所】(ハイデラバードおよびチェンナイ兼務)

マネージャー 戸原 英則(日本国公認会計士)

Direct: +91 (0)80 4079 4118 / Mobile: +91 (0) 9902026401

Email: tohara.hidenori@in.pwc.com

【チェンナイ事務所】

アソシエイト 山崎 嘉夫

Direct: +91 (0)44 6607 5328 / Mobile: +91 (0) 9962817839

Email: yoshio.yamazaki@in.pwc.com

=====